

東京大学先端科学技術研究センター放射線障害予防規程

平成16年4月1日 制定

平成18年5月1日 改正

平成22年9月1日 改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（以下「障害防止法」という。）、その他関係法令及び「東京大学の放射線障害の防止に関する管理規程」に基づき、東京大学先端科学技術研究センター（以下「センター」という。）における放射性同位元素、放射性同位元素によって汚染されたもの（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、あわせて公共の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、センターの放射性同位元素等を取り扱う者及びその安全管理にかかわる者並びに放射線管理区域（以下「管理区域」という。）に立ち入るすべての者に適用する。

(用語の定義)

第3条 この規程において用いる用語の定義は次のとおりとする。「放射線業務」とは、放射性同位元素等の取扱い及び管理、ならびにこれに付随する業務をいう。

2 この規程において「放射線業務従事者」（以下「従事者」という。）とは、放射性物質等の取扱い、管理又はこれらに付随する業務に従事するため管理区域に立ち入る者で、所長が従事者として許可した者をいう。

(他の規程との関連)

第4条 放射性物質等の取扱いにかかわる安全管理については、次の各号に掲げる規則その他本学の規則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(1) 東京大学職員の健康安全管理規程

(2) 東京大学先端科学技術研究センター職員の健康安全管理細則

(遵守等の義務)

第5条 放射性物質等を取り扱う者及び管理区域に一時的に立ち入る者（以下「一時立入者」という。）は、放射線取扱主任者が放射線障害防止のために行う指示に従わなければならない。

2 所長は、放射線取扱主任者が障害防止法及びこの規程に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。

3 所長は、先端科学技術研究センター放射線管理委員会がこの規程に基づき行う答申又は意見具申を尊重しなければならない。

第2章 組織及び職務

(組織)

第6条 センターにおける放射性同位元素等の取扱いに従事する者及び安全管理に従事する者に関する組織は、別図のとおりとする。

(管理委員会)

第7条 放射線障害防止に係る安全管理に関する事項を企画審議し、所長に意見を具申するために先端科学技術研究センター放射線管理委員会（以下「放射線管理委員会」という。）を置く。

2 放射線管理委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長は所長をもって充てる。

(放射線取扱主任者)

第8条 所長は、放射線障害発生防止について監督を行わせるため、第1種放射線取扱主任者の免状を有する職員のうちから、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を選任しなければならない。

(主任者の職務)

第9条 主任者は、センターにおける放射線障害の発生防止にかかわる監督に関し、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 予防規程の制定及び改廃への参画
- (2) 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
- (3) 法令に基づく申請、届出及び報告の審査
- (4) 立入検査等への立会い
- (5) 異常及び事故の原因調査への参画
- (6) 所長に対する意見の具申
- (7) 使用状況、施設、帳簿、書類等の監査
- (8) 関係者への助言、勧告及び指示
- (9) 放射線管理委員会の開催の要求
- (10) その他放射線障害防止に関して必要な事項

(定期講習)

第10条 所長は、主任者に法で定められた期間毎に定期講習を受講させなければならない。

(代理者)

第11条 所長は、主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合は、その期間中その職務を代行させるため、第1種放射線取扱主任者の免状を有する職員のうちから、主任者の代理者（以下「代理者」という。）を

選任しなければならない。

- 2 代理者は、主任者が旅行、疾病その他の事故により不在となる期間中、その職務を代行しなければならない。

(施設管理責任者)

第12条 センターの施設及び設備を法令の基準に従って維持管理するため、センターに施設管理責任者を置く。

- 2 施設管理責任者は、センター事務長をもって充てる。

(施設管理担当者)

第13条 施設管理業務を行わせるために、施設管理担当者を置く。

- 2 施設管理担当者は、施設管理責任者が任命する。
- 3 施設管理担当者は、放射線施設について次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 放射線施設の保守及び管理
- (2) 前号に関する記帳・記録の管理及び保管

(放射線取扱責任者)

第14条 所長は、各管理区域又は使用の場所（以下「管理区域等」という。）ごとに放射線取扱責任者を置く。

- 2 放射線取扱責任者は、当該管理区域等において放射線障害防止のために必要な措置を講じるとともに、管理区域等に立ち入る者に対し放射性物質の取扱い及び放射線障害防止のための指示を行い、その指示を遵守するよう徹底させなければならない。

(放射線取扱担当者)

第15条 放射線取扱責任者は、当該部門に所属する従事者のうちから放射線取扱担当者を1名任命する。

- 2 放射線取扱担当者は、放射線取扱責任者と連携して放射性同位元素等の適切な取扱い及び放射線安全管理を遂行する。
- 3 放射線取扱担当者は放射線取扱責任者と連携して前項の目的を円滑に達成するために、放射線取扱者連絡協議会を置く。

(従事者)

第16条 センターにおいて放射性同位元素等を取扱う者は、あらかじめ従事者としての申請を行い、所定の健康診断を受診し、教育訓練を修了して、従事者として所長が認可した者でなければならない。

- 2 所長は、健康診断と教育訓練の結果を照査して放射線の取扱いに支障がないと認めた者を従事者とする。
- 3 建物設備・機器等の保守又は修理の目的で、業者等が一時的に管理区域に立ち入って作業する場合においては、一時立入者として従事者の監督のもとに作業を行わせるものとする。

第3章 管理区域

(管理区域)

第17条 所長は、放射線障害防止のため障害防止法の定めるところにより管理区域を指定する。

2 放射線取扱責任者は、次の各号に掲げる以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。

(1) 従事者として第16条に基づき登録された者

(2) 見学者等で一時立入者として主任者又は放射線取扱責任者が認めた者

(管理区域に関する遵守事項)

第18条 管理区域等に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 決められた出入口から出入りすること。

(2) 履物、着衣等は決められた区分を守り、注意事項を遵守すること。

(3) 決められた場所以外で、飲食、喫煙をしないこと。

(4) 従事者は、指定された位置にガラス線量計等の個人線量計を着すること。

(5) 密封されていない放射性同位元素を取り扱った場合は身体及び持ち物の汚染を検査し、汚染が発見された場合には放射線取扱責任者に連絡して汚染除去を行い退出すること。

2 放射線取扱責任者は、管理区域入口の目につきやすい場所に、取扱いにかかわる注意事項を提示し管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。

第4章 放射性同位元素等の使用、保管、運搬及び廃棄

(放射性同位元素等の使用)

第19条 放射性同位元素等を使用する者は、所定の手続により、放射線取扱責任者、主任者及び所長の許可を得なければならない。

(非密封放射性同位元素の使用)

第20条 密封されていない放射性同位元素又はこれに汚染された物（以下「非密封RI」という。）を取り扱う場合は、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 非密封RIは作業室で取り扱うこと。

(2) 作業室内で飲食、喫煙、化粧等の放射性同位元素を体内に取り込むおそれのある行為をしないこと。

(3) 非密封RIを取り扱う操作や器具洗浄のときは、できるだけ手袋を着用すること。

(4) 非密封RIが飛散するおそれがある操作は、フード、グローブボックス等を利用すること。

- (5) 作業台その他汚染のおそれのある場所には、ポリエチレンろ紙等のシートを張り、液体、固体物質は、バット内に吸収紙を敷いた上で取り扱う等、汚染の拡大防止に努めること。
- (6) 作業場所、器具、用品、薬品等の「放射性」と「非放射性」の区分を明確にすること。特に、非密封RIの所在は、他の実験者にも判るように明示しておくこと。
- (7) 作業環境のチェックのために、適切なサーベイメーター、モニタ等を使用し、人が手に触れる物の表面の放射能の密度は表面密度限度を超えないようにすること。
- (8) 表面汚染のあるものは、作業室から持ち出さないこと。管理区域内で非密封RIを運ぶときは、蓋のある容器などに納め、汚染を拡げないような措置をとること。
- (9) 使用しない非密封RIは、貯蔵施設に戻し、又は保管廃棄し、作業室内のRIの量は、できるだけ少なくすること。
- (10) 従事者は、使用した非密封RIの種類、数量、取扱年月日、取扱場所及び取扱方法を記録し、放射線取扱責任者に提出すること。

(密封放射性同位元素の使用)

第21条 密封された放射性同位元素（以下「密封線源」という。）を取り扱う場合は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 使用に際しては、必ず測定器を用いて線源の密封状態が正常であることを確認すること。線源を移動したときも、同様とすること。
- (2) 使用場所には、密封線源の種類と数量を所定の標識に記入して表示することとし、必要に応じて、人の立入りを制限する措置をとること。
- (3) 従事者は、使用した密封線源の種類、数量、取扱年月日、取扱場所及び取扱方法を記録し、放射線取扱責任者に提出すること。
- (4) 使用しない密封線源は、速やかに貯蔵施設に戻すこと。
- (5) 機器に装備された放射性同位元素を取り扱う者は、装置周辺に掲示されている注意事項を守ること。
- (6) 第1号、第2号及び第4号は、機器に装備された放射性同位元素を取り扱う場合は、適用しない。

(放射性同位元素の保管)

第22条 放射性同位元素は、容器に入れ、放射線取扱責任者の指示により、決められた貯蔵室又は貯蔵箱に貯蔵しなければならない。

- 2 貯蔵容器は、必要に応じて二次、三次容器に納め、保管中に放射性同位元素が漏れることのないよう措置しなければならない。
- 3 表面線量が高いものは、しゃへい容器に入れなければならない。

- 4 容器にはRI番号、年月日、放射性同位元素の種類、数量及び責任者氏名を記し、所定の標識を付けなければならない。
- 5 従事者は、貯蔵施設に貯蔵し、又は持ち出した放射性同位元素に関し、種類、数量、年月日、貯蔵場所及び貯蔵方法を記録し、放射線取扱責任者に提出しなければならない。
- 6 第2項から第5項までの規定は、機器に装備された放射性同位元素については、適用しない。

(管理区域における放射性同位元素等の運搬)

第23条 センター内で放射性同位元素等を運搬する場合には、デシケータやプラスチックなどの容器又はポリ袋等に入れ、汚染防止の措置をとる。

(事業所内における放射性同位元素等の運搬)

第24条 放射性同位元素等を管理区域の外で運搬する場合には、障害防止法その他関係法令の定めるところによる。

- 2 廃棄物を保管廃棄施設に運搬する場合には、所定の容器に封入して運搬する。

(放射性同位元素等の受入れ及び払出し)

第25条 放射性同位元素等をセンターへ受入れする者又はセンターから払出しする者は、放射性同位元素等を放射性輸送物として梱包し、所定の手続きにより、受入れ又は払出ししなければならない。

(放射性同位元素等の廃棄)

第26条 RIの廃棄は、次の各号により行うものとする。

- (1) 気体状のものは、排気設備により排気口における放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排気すること。
- (2) 液体状のものは、放射能レベルにより区分し、保管廃棄し、又は排水設備により排水口における廃液中の放射性物質の濃度を濃度限度以下として排水すること。
- (3) 固体状のものは、保管廃棄すること。
- (4) 保管廃棄するものについては、物理的、化学的性状により所定の廃棄基準に従い区分し、従事者が放射線取扱責任者に引き渡すものとする。この場合において、従事者は、廃棄物をポリ袋等に収め、RIの種類、数量、年月日、場所及び内容物について記録し、放射線取扱責任者に提出すること。
- (5) 放射線取扱責任者は、保管廃棄する廃棄物を容器に収納し、廃棄物の内容を明示し、標識をつけ、廃棄業者に引き渡すまで所定の場所に保管すること。
- (6) 放射線取扱責任者は、廃棄物を廃棄業者に引渡し、その記録を保管すること。

- 2 密封線源は廃棄をせず、放射線取扱責任者が線源を確認の上、廃棄業者等に引渡し、引渡しの記録を保管する。

(保管状況の調査)

第27条 放射線取扱担当者は、毎年1回以上、所管する放射性同位元素の保管量及び保管の状況調査を行い、核種ごとの保管量及び保管の状況を取りまとめ、その結果を放射線取扱責任者に通知しなければならない。

2 放射線取扱責任者は、前項の通知を受けたときは、その結果を取りまとめ、主任者に報告しなければならない。

第5章 測定

(放射線測定機器等の保守)

第28条 放射線取扱責任者は、安全管理に係る放射線測定機器等について常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。

(場所の測定)

第29条 放射線取扱責任者は、放射線の量及び放射性同位元素による汚染状況の測定を、作業を開始する前及び開始後は1月を超えない一定期間ごとに、次の各号により実施し、その結果を記録するとともに管理区域に立ち入る者に周知させるものとする。

(1) 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量について放射線測定器を用い、次に掲げる場所について行うこと。ただし、表示付放射性同位元素装備機器については測定を行わないものとする。

- イ 事業所境界
- ロ 管理区域境界
- ハ 使用施設
- ニ 貯蔵施設
- ホ 廃棄施設

(2) 汚染状況の測定は、次に掲げる場所について行うこと。

- イ 管理区域境界
- ロ 汚染検査室
- ハ 作業室

(3) 排水中の放射性同位元素の濃度については、排水のつど行うこと。

(4) 排気中の放射性同位元素の濃度については、排気のつど行うこと。

2 前項の結果により、異常が認められた場合には、放射線取扱責任者は、速やかに主任者等の関係者に連絡し、主任者は、放射線取扱責任者に指示し、放射線のしゃへい、放射性物質等の移動、汚染の除去等の適切な措置をとらなければならない。

3 放射線取扱責任者は、第1項の測定の結果について次の事項を記録する。

- (1) 測定日時
- (2) 測定場所

- (3) 測定者の氏名
- (4) 測定器の種類及び型式
- (5) 測定方法
- (6) 測定結果
- (7) 測定の結果とった措置がある場合には、その内容

4 密封線源を移動した者は、移動の前後に線源の異常の有無と場所の放射線の量の測定を測定器により行い、前項に準じた記録を行うものとする。この記録は、放射線取扱責任者が年度ごとに取りまとめなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、放射線取扱責任者、放射線取扱担当者又は従事者は、測定を必要と認めた場合には、随時測定を行い、その結果を記録しなければならない。

(個人被ばく線量の測定)

第30条 従事者の被ばくの測定は、原則としてガラス線量計等により行う。

2 ガラス線量計等を着用できない者がある場合には、放射線取扱責任者は個人線量計の貸与を申し出なければならない。

3 ガラス線量計等又はこれに相当する個人線量計は、管理区域に滞在中、男子は胸部、女子は腹部に、継続して着用し、放射線の被ばくを測定しなければならない。

4 外部被ばくが特に多いと予測される作業又は不均等被ばくが予測される作業等が行われる場合には、放射線取扱責任者は、当該被ばくの測定のために、個人線量計の貸与を申し出るものとする。一時立入者の被ばくの測定は、外部被ばくについて100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うものとする。

5 放射性同位元素を誤って飲み込み又は吸い込む等、放射性同位元素を体内摂取したおそれのある従事者については、内部被ばくの測定を併せて行うものとする。被ばくの測定を行った場合には、その記録を本人に交付するとともに、男子は4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする3月ごと及び年度ごと並びに女子は1月ごとに、次の項目について集計、記録し、その写しを本人に交付する。

- (1) 対象者の氏名
- (2) ガラス線量計等又は個人線量計の種類と型式
- (3) 着用部位
- (4) 測定を行った者の氏名
- (5) 測定方法
- (6) 測定結果

(被ばく線量の算定)

第31条 主任者は、センター従事者の被ばく線量を前条5項の集計のつど算定し、

所長に報告しなければならない。

- 2 放射線取扱責任者は、当該グループの従事者の被ばく線量の算定に関し、主任者に協力しなければならない。
- 3 主任者は、第1項に定める報告に関し、必要に応じて放射線管理上必要な意見を添えることができる。
- 4 被ばく線量の算定については、次の項目を記録する。
 - (1) 対象者の氏名
 - (2) 対象期間
 - (3) 算定年月日
 - (4) 算定を行った者の氏名
 - (5) 実効線量
 - (6) 等価線量及び組織名
- 5 前項の算定の結果、4月1日を始期とする1年間において実効線量が20 mSvを超えた場合は、平成13年4月1日を始期とする5年間ごとに、当該1年間を含む5年間について、累積実効線量を毎年集計し、次の項目を記録しなければならない。
 - (1) 対象者の氏名
 - (2) 対象期間
 - (3) 集計年月日
 - (4) 集計を行った者の氏名
 - (5) 累積実効線量
- 6 所長は、前項の記録の写しを当該者に交付する。

第6章 教育及び訓練

(教育及び訓練)

- 第32条 所長は、東京大学アイソトープ総合センター（以下「アイソトープセンター」という。）と連携の下に、従事者に対し所定の教育訓練を実施しなければならない。
- 2 従事者は、放射性物質等の取扱いを始める前及び放射性物質等の取扱いを始めた後にあつては1年を超えない期間ごとに、教育訓練を受講しなければならない。
 - 3 放射性物質等の取扱いを始める前に行う教育訓練は、アイソトープセンターが実施する全学一括教育訓練及びセンターが実施する部局講習会とする。
 - 4 部局講習会は、この規程についての教育を30分以上含めなければならない。
 - 5 所長は、部局講習会を実施した場合は、その結果をアイソトープセンターに報告しなければならない。
 - 6 放射性同位元素等の取扱いを始めた後1年を超えない期間ごとに行う教育訓練は、主任者が必要と認めた事項について、30分以上行う。
 - 7 前各項の規定にかかわらず、取扱責任者は、経験不十分な者が放射性同位元素

等を取り扱う場合には、放射線の安全な取扱いに必要な教育及び訓練を行わなければならない。

- 8 主任者及び放射線取扱責任者は、従事者に対し、放射線障害予防規程その他放射線障害の発生を防止するために必要な事項を周知させなければならない。
- 9 一時立入者については、管理区域への立ち入りに際して主任者又は放射線取扱責任者が、必要な注意を与え監督するものとする。

第7章 健康管理

(健康診断)

第33条 所長は、保健・健康推進本部と連携の下に、従事者に対して、所定の健康診断を実施しなければならない。

2 従事者が健康診断を受診する時期は、次のとおりとする。

(1) 従事者として放射線の取扱いを始める前

(2) 前年度から引続き従事者である者については、1年を超えない期間ごと。

ただし、実施要項に定める条件により省略を認めることができる。

3 従事者の被ばく線量が、実効線量で5 mSv又は等価線量限度を超えた場合又はそのおそれがある場合には、所長は、直ちに当該者に健康診断を受診させなければならない。

4 所長は、健康診断の結果について本人に通知する。

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

第34条 所長は、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対し、健康管理医及び主任者と協議の上、健康の保持に必要な措置をとらなければならない。

第8章 記録及び記帳

(記帳及び保存)

第35条 施設安全チームは、次の各号に掲げる記録を保管する。

(1) センター従事者に関し、次のイからへまでに掲げる記録

イ 従事者の登録及び変更

ロ 放射線の被ばくの測定結果と所定期間ごとの集計の記録

ハ 被ばく線量の算定結果の記録

ニ 健康診断に関する記録

ホ 放射線障害を受けた者又は受けたおそれがある者に関する記録

(2) 主任者、副主任者及び主任者の代理者の選任に関する記録

(3) 放射線取扱責任者の記録

(4) 放射線管理委員会の記録

2 放射線管理委員会は、次の各号に掲げる記録を保管する。ただし、第1号から第7号までに掲げる記録は、毎年三月三十一日（又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に）に閉鎖し、閉鎖後5年間保管する。

(1) 放射性同位元素の使用、保管、廃棄の記録

イ 放射性同位元素の種類及び数量

ロ 放射性同位元素の使用、保管、廃棄の年月日、方法及び場所

ハ 使用、保管、廃棄又は譲渡に従事する者の氏名

(2) 放射性同位元素の受入れ又は払出しの記録

イ 放射性物質の種類及び数量

ロ 受入れ又は払出しの年月日

ハ 相手先の氏名又は名称

(3) 放射性同位元素の事業所の外における運搬の記録

イ 放射性同位元素等の運搬の年月日、方法

ロ 運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

(4) 第37条第3項に定める施設点検の記録

(5) 第30条及び第31条に定める放射線の量並びにRIによる汚染状況の測定の記録

(6) 教育訓練の記録

(7) 障害防止法に関する手続き及び検査の記録

(8) 緊急時及び報告徴収に関する記録

3 取扱責任者は、次の各号に掲げる記録を定期的に点検しなければならない。

(1) 非密封RIの使用、保管及び廃棄に関する記録

(2) 密封線源の使用及び保管に関する記録

第9章 維持及び管理

(巡視・点検)

第36条 施設管理責任者及び取扱責任者は、主任者と連携して、別表に掲げる項目について、年2回以上放射線施設の巡視・点検を、かつ、設備、放射性物質等の保守及び管理に関して月1回自主点検を、行わなければならない。ただし、放射線施設の使用が長期間にわたり停止される場合においては、その施設の状況に応じてその間の巡視・点検を省略することができる。

2 前項前段の巡視・点検においては、次の項目を記録するとともに、その内容を主任者を通じて所長に報告しなければならない。

(1) 巡視・点検の実施年月日

(2) 巡視・点検の結果及びこれに伴う措置の内容

(3) 巡視・点検を行った者の氏名

3 所長及び施設管理責任者は、前項の報告を受け、異常が認められたときは、その状況及び原因を調査し、修理、交換等の措置を講じなければならない。

第10章 緊急時の措置及び報告

(災害時の措置)

第37条 地震、火災等の災害が発生した場合は、センター緊急連絡網により関係者に連絡するとともに、状況に応じて施設、設備等の点検を実施しなければならない。

2 点検の結果は、主任者を経て、所長に報告しなければならない。

(危険時の措置)

第38条 地震、放射線施設における火災、放射性物質を運搬中の事故等の災害により、放射線障害が発生し、又は発生する恐れがある場合（この項において「非常事態」という。）は、次の各号に定めるところにより措置しなければならない。

(1) 非常事態を発見した者は、適切な応急措置を講じるとともに、直ちに緊急連絡網により通報しなければならない。

(2) 所長、主任者及び放射線取扱責任者は、前号に定める通報を受けたときは、火災の消火、延焼の防止、放射性同位元素による汚染拡大の防止若しくは除去、関係者以外の立入禁止又は避難警告等の措置をとり、必要に応じて施設又は設備の使用を中止することができる。

(3) 所長は、第1号の通報を受けたときは、直ちに放射線関係緊急連絡網により学内及び学外の関係機関にその概要を報告するとともに、遅滞なく文部科学大臣等の関係機関の長に届け出なければならない。

(報告)

第39条 次の各号に掲げる事態が発生した場合には、発見者は適切な応急措置を講じるとともに、直ちに放射線取扱責任者又は主任者に通報しなければならない。

(1) 放射性同位元素等の盗難又は所在不明が生じたとき。

(2) 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、濃度限度を超えたとき。

(3) 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、濃度限度を超えたとき。

(4) 放射性同位元素等が管理区域外で漏洩したとき。

(5) 放射性同位元素等が管理区域外で漏洩したとき。ただし次のいずれかに該当するときは除く。

イ 漏洩した液体状の放射性同位元素等が漏洩に係る設備の周辺部に設置された漏洩拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。

ロ 気体状の放射性同位元素等が漏洩した場合において、空气中濃度限度を超えるおそれがないとき。

(6) 次の線量が線量限度を超え、又は超えるおそれのあるとき。

イ 使用施設内の人が常時立ち入る場所において人が被曝するおそれのある線

量

- ロ 事業所の境界（及び事業所内の人が居住する区域）における線量
- (7) 使用その他の取扱いにおける計画外の被曝があったときであって、次の線量を超え、又は超えるおそれがあるとき
- イ 放射線業務従事者 : 5 mSv
 - ロ 放射線業務従事者以外の者 : 0.5 mSv
- (8) 実効線量限度又は等価線量を超え、又は超えるおそれのある被ばく等異常な被ばくがあったとき。
- (9) 前8号のほか、放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- 2 放射線取扱責任者又は主任者は、前項各号に定める通報を受けた場合には、必要な指示を与え、対策を講じるとともに、直ちに所長に報告する。
- 3 所長は、前項に定める報告を受けた場合には、直ちに放射線関係緊急連絡網により学内及び学外の関係機関にその概要を報告するとともに、その旨を直ちに、又は発生の日から10日以内に所定の事項について文部科学大臣等の関係機関の長に報告しなければならない。

(一般報告)

第40条 所長は、毎年4月1日を始期とする1年間について、施設の点検状況、放射性同位元素の保管状況及び被ばく線量分布等を放射線管理状況報告書により文部科学大臣に報告しなければならない。

第11章 罰則等

(罰則等)

第41条 所長は、この規程に違反した者に対して、放射性同位元素等の取扱停止等を命じることができる。

(規程の改廃)

第42条 この規程の改廃は、放射線管理委員会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。